

I. 行財政の再建に向けて

1. 財政危機

長南町の財政は、長期的な景気の低迷等により町税収入や地方交付税が伸び悩む一方で、バブル崩壊後の国の経済政策に対応し、社会資本整備を積極的に推進するとともに、急激な少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応する施策を充実したことなどにより、大変厳しい状況となってきました。

近年、町税等の歳入の減少に対処するため、旅費、時間外勤務、各種手当の見直し等による経費の節減・合理化に努めてきたところですが、歳出構造全般にわたる改善が十分に達成できていなかったことから、さらに厳しい財政状況となっています。平成16年度における三位一体の改革に伴い地方交付税、臨時財政対策債が削減され、骨太方針を踏まえた地方財政計画等も考慮し、『中期的な財政収支の試算』を行なったところ、このまま行財政改革を実施しなければ、平成20年度に約4億7千万円程度の赤字が生じるという厳しい結果となりました。

さらに、財政調整用基金などの主な基金を財源補填として、充填している試算なので、平成19年度末には霊園会計分以外の全ての基金が枯渇し、最悪のケースで『財政再建団体』となるほどの危機的な状況に陥ることが十分に予想判断されます。

2. 行財政再建のために

『中期的な財政収支の試算』の結果は、このまま歳出削減の努力や歳入確保対策を行わなければ、本町財政が破綻に陥る危機的状況を示すものです。

『財政再建団体』への転落は、町政運営全般が国の管理下に置かれ、町民サービスの下下はもとより、町独自の施策が制限されるなど、実質的に地方自治を放棄することになるから、いかなる方策を講じてでも、断固として回避しなければなりません。

このため、今後見込まれる財源不足の解消はもちろんのこと、将来にわたって持続可能な財政運営の確立を目指して、あらゆる経費で聖域を設けることなく、ゼロから見直す行財政改革に直ちに取り組む必要があります。

平成17年度を起点として、おおむね平成21年度までを『新地方行革指針に基づく集中改革プラン』の期間と位置づけ、これまでの常識や慣行にとらわれず、抜本的な改革を行ないます。

『財政再建団体』とは、標準財政規模（町税歳入＋地方交付税歳入）の20%以上の赤字（本町の場合は、約5億5千万円程度）が生じると財政再建団体に転落し、該当することとなります。（H17ベース）財政再建団体になると、行財政運営について実質的に国の管理下に置かれ、町の自主性は大幅に制限されてしまう上に、教育・福祉・医療関係の助成や生活道路の整備、老朽化した公共施設の改修など、町独自に、また国の基準を超えて実施している行政サービスの打ち切りや、使用料・手数料の大幅な引き上げ、さらには徹底した組織・人員の合理化などの厳しい取り組みが求められ、町民生活等に多大な影響を与えることとなります。